

## 生駒市図書館電子書籍の利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市図書館条例施行規則（昭和62年3月生駒市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、規則第9条第5項の規定に基づく電子書籍の貸出しの手続その他電子書籍の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用の手続)

第2条 電子書籍を利用しようとする者は、本人であることを証明する書類を提示し、生駒市電子書籍利用申込書兼再交付依頼申込書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申込書の提出があった場合において、適当と認めるときは、電子書籍を利用するための利用者ID及びパスワードを申込者に交付するものとする。

### (利用者ID及びパスワードの再交付)

第3条 前条第2項の規定による利用者ID及びパスワードの交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用者ID又はパスワードを忘れたときは、同条第1項の申込書を教育委員会に提出し、利用者ID又はパスワードの再交付を受けることができる。

### (利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、善良な注意をもって電子書籍を利用し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者ID及びパスワードを適切に管理し、みだりに他人に漏らさないこと。
- (2) 利用者ID及びパスワードを他人に使用させないこと。

### (利用の停止等)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、電子書籍の利用を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 不正な手続により電子書籍を利用したとき。
- (2) 電子書籍の利用に係る設備又はデータを損傷したとき。
- (3) 利用者ID及びパスワードを他人に漏らし、本市に損害を与えたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、電子書籍の利用が適当でないと館長が認めるとき。

(利用者IDの有効期限)

第6条 利用者IDの有効期限は、利用者が所有している規則第9条第3項の利用券の有効期限と同一とする。

(利用資格の喪失)

第7条 利用者は、規則第9条第1項ただし書に規定する者に該当しなくなったときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(利用の休止)

第8条 館長は、必要があると認めるときは、電子書籍の利用の全部又は一部を休止することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(別記様式)

## 生駒市電子書籍 利用申込書兼再交付依頼申込書

年 月 日

生駒市電子書籍を利用するための利用者 ID および初期パスワードの交付を申し込みます。

なお、この申込内容及び利用に関する情報を、生駒市図書館利用券の利用者情報の一部として取り扱うことに同意します。

利用券番号								
氏名	(フリガナ)							
住所								
電話番号 1				電話番号 2				
生年月日	T・S・H・R			年		月		日
メールアドレス								
学校・勤務先名 <small>※ご登録住所が生駒市外の方</small>								
学校・勤務先住所 <small>※ご登録住所が生駒市外の方</small>								

※ID、パスワードを忘れた方はチェックしてください

→ ID  パスワード

<職員記入欄>

受付者		入力者	
		検認者	
利用者 ID		登録日	